

各団体の長 殿

栃木労働局長

長時間労働削減を始めとする働き方の見直し に向けた取組に関する要請書

長時間労働の削減や賃金不払残業の解消のためには、単に法令を遵守するだけではなく、人員の増員や業務量の見直し、マネジメントの在り方及び企業文化や職場風土等を見直していくことが必要です。

平成 31 年 4 月 1 日からは、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成 30 年法律第 71 号）による改正後の労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）において、時間外労働の上限規制が罰則付きで規定され、さらに令和 2 年 4 月 1 日からは時間外労働の上限規制が中小企業にも適用されており、これまでの働き方を改め、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のとれた働き方ができる職場環境づくりを進める必要があります。

さらに、新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえた働き方も求められているところです。

このため、栃木労働局では、昨年引き続き、過労死等防止対策推進法（平成 26 年法律第 100 号）に基づく「過労死等防止啓発月間」である 11 月を「過重労働解消キャンペーン」期間と定め、過労死等防止のための集中的な周知啓発等を行います。

働き方の見直しに向けた取組を進めるためには、長時間労働を前提とし

た労働慣行から、早く帰る労働慣行への転換を図るための取組等を積極的に行っていただくことが重要です。

具体的には、経営トップによるメッセージの発信や、勤務間インターバル制度、フレックスタイム制、テレワークの導入、ノー残業デーの設定等が考えられますが、各々の企業の実情に応じた取組を着実に行っていただくことが大切です。

貴団体におかれましては、これまでも、働き方改革に関する周知啓発に格別の御協力を賜ってきたところですが、改めてこの取組の趣旨を御理解いただき、傘下団体・企業等に対する周知啓発に向けて御協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

その際、自社の働き方改革等により、下請等中小事業者に適正なコスト負担を伴わない短納期発注や発注内容の頻繁な変更などの「しわ寄せ」を生じさせることのないよう取引上必要な配慮を賜りますよう、併せてお願い申し上げます。